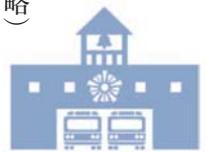


消防団の幹部が 決まりました

◎は分団長 ○は副分団長 (敬称略)



団長 小田 雅士
副団長 市川 晶基
副団長 倉橋 直樹

第1分団 ◎田中 洋佑
第2分団 ◎松坂 秀和
第3分団 ◎加藤 智博
第4分団 ◎石黒 亮
第5分団 ◎千賀 基裕
第6分団 ◎杉浦 嘉伸
第7分団 ◎吉見 良平
第8分団 ◎大竹 良輔
第9分団 ◎磯部 善広

◎飛田 悠貴
◎平野 貴拡
◎石黒 成亮
◎高橋 正臣
◎羽田 浩二
◎神田 顕寿
◎白川 喜久
◎小林 聖享
◎丸山 茂久



消防本部総務課 ☎68・0936

火災警報器設置状況 調査にご協力を

消防本部予防課 ☎68・0937

火災の早期発見・早期通報・初期消火・避難行動を促す「住宅用火災警報器」の普及啓発と、設置後の適切な維持管理状況を伺うために、調査員が個別に住宅を訪問します。
とき 5月1日(金)～29日(金)

の平日 午前10時～午後4時

対象 120世帯

調査員 消防本部職員と女性防火クラブ員(身分証明書を携帯しています)

調査項目 住宅用火災警報器の設置状況、設置場所、維持管理状況、住宅区分など

調査結果 総務省消防庁が取りまとめ、6月以降に公表予定です。



甲種・乙種防火管理 資格取得講習会

消防本部予防課 ☎68・0937

消防法の規定により、一定の収容人員を越える防火対象物には、
①「防火管理者」を選任して適切に防火管理業務を行う
②選任を消防長に届け出る義務があります。
そこで「防火管理者」としての必要な資格を取得するため講習会を開催します。

蒲郡市火災予防条例の一部改正(平成27年7月1日施行)

屋外催しの 防火管理体制が強化されます

露店などの店舗数が100以上ある大規模な催しについて、火災予防上、特に防火管理体制を講じる必要性がある「指定催し」に指定されたとき、火災予防上必要な業務に関する計画書を提出しなかった場合に罰則が適用されます。

罰則内容 30万円以下の罰金

平成25年8月に発生した京都府福知山市での花火大会火災事故を受け、平成26年7月に蒲郡市火災予防条例の一部改正を行い、消火器の準備や露店などの開設届けが必要になりました。



消防本部予防課 ☎68・0937

とき 6月3日(水)、4日(木)
午前9時30分～午後4時15分
※乙種は3日のみ。
ところ 市民会館 東ホール
定員 90人(申し込み順)
テキスト代 千500円
申し込み 5月13日(水)～27日(水)に講習受講申込書(消防本部予防課、各署所または市ホームページ)にありま
す(に写真(縦4×横3センチ、正面、上半身無背景、無帽で6カ月以内に撮影したもの)を貼付し、消防本部予防課へ。
とき 6月3日(水)、4日(木)
午前9時30分～午後4時15分
※乙種は3日のみ。
ところ 市民会館 東ホール
定員 90人(申し込み順)
テキスト代 千500円
申し込み 5月13日(水)～27日(水)に講習受講申込書(消防本部予防課、各署所または市ホームページ)にありま
す(に写真(縦4×横3センチ、正面、上半身無背景、無帽で6カ月以内に撮影したもの)を貼付し、消防本部予防課へ。

住宅地、家庭菜園など 農薬使用について

農林水産課 ☎66・1126

農薬は植物の病気や害虫の防除、除草などに有効な資材ですが、飛散による人の健康(特に化学物質過敏症の方、化学物質に対する感受性の高い子どもや妊婦の方)への影響が懸念されています。
病害虫や雑草の防除は、まずは農薬を使用しない方法を考えましょう。
やむを得ず農薬を使用する場合は、周辺住民へ事前に周知するなど健康被害防止に努め、周辺に飛散させないように最大限の配慮をしましょう。

